

事業所内保育所の設置認可申請について

次のとおり保育事業所より家庭的保育事業等設置認可申請がありましたので、幕別町家庭的保育事業等の設置認可等に関する要綱第 5 条の規定により、ご意見をお聞かせください。

○申請の内容

- ・ 保育施設の区分 事業所内保育所
- ・ 保 育 事 業 者 幕別町字依田 3 7 9 番地
社会福祉法人 幕別真幸協会
- ・ 保 育 所 定 員 1 0 名（うち地域枠 3 名）
- ・ 開始予定年月日 平成 2 9 年 4 月 1 日

○家庭的保育事業等とは

家庭的保育事業所、小規模保育所、事業所内保育所など認可保育所以外の保育事業所で主に 3 歳未満児の保育を担う事業所です。

市町村の設置認可の確認を行うことで、認可保育所のように事業施設の区分に応じた保育費用を受け取ることができます。保護者が負担する保育料についても基本的に町が定めた保育料となります。

※費用の負担割合は認可保育所と同様に、国基準保育料を除いた保育単価の 1/2 を国、1/4 を道と町が負担します。

○事業所内保育所とは

各事業所が従業員 の 福利厚生 の ため に 設置 ・ 運営 する 保育所 です。確認施設となった場合には、その定員に一定数の「地域枠」を設けて、従業員以外の児童も保育します。

通常、家庭的保育事業は 3 歳未満児を対象としていますが、従業員枠についてのみ 3 歳以上児の保育を行うことができます。